

令和4年1月20日

◆重要◆ 新型コロナウィルス感染症「まん延防止等重点措置区域」 指定に伴う北方町の方針について

【北方町新型コロナウィルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

◇町の対応方針

新型コロナウィルス感染症について、岐阜県においても新規感染者数が急増し、1月21日から2月13日までの間、「まん延防止等重点措置区域」に指定されることになりました。このまま感染が拡大すると、社会・経済活動そのものが機能停止に陥ることが強く危惧されており、感染拡大防止の観点から北方町においては、次のとおり対応方針を決定しました。

○基本的な感染防止対策の徹底

- オミクロン株に対しても、これまで同様、以下の「基本的感染防止対策」の徹底を継続。
【マスク着用、手指衛生、密回避、こまめに換気、体調管理】

○移動

- まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避。
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛。

○飲食

- 20時以降、飲食店にみだりに出入りしない。
- 感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けて、「新型コロナ対策実施店舗向け取得店舗（第三社認証店）」を利用し、マスク会食（食事中は静かに。会話はマスク着用）を徹底。
- 自宅含め、普段会わない人との会食を回避し、かつ大人数・長時間の飲食を避ける（4人まで、2時間以内が目安）。
- 飲食店等では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避。

○町有施設については、1月21日（金）から2月13日（日）までの間、閉館時間を午後8時とします

働く婦人の家、宮東ふれあいセンター、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター
ホリモク生涯学習センターきらり、アルテックアリーナ、各小中学校体育館・グラウンド
各公園グラウンド